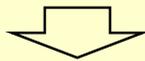


令和8年度 水田農業施策等に関する各種事業 の取組について

!

営農計画書に記載した内容（作物や面積等）に変更が生じた場合や、作付け、収穫、出荷、販売を行わなかった場合、出来なかった場合は、



J Aみやぎ登米各営農経済センター又はあぐり店舗、J A新みやぎ南三陸統括営農センター、登米市農業再生協議会まで速やかにご連絡ください。

!

自然災害等発生時の対応について、【適切な作付けが行われていることを確認できる書類】として、以下の3つの書類の提出をお願いします。

- ①作業日誌、②種子、肥料、農薬等の購入伝票、③被害の状況が確認できる写真（圃場ごと）

令和8年2月

登米市農業再生協議会
登米市
みやぎ登米農業協同組合
新みやぎ農業協同組合
宮城県農業共済組合

目次

	ページ
○ 令和8年度の主な変更点(抜粋)	1
○ 主食用米の需要情報並びに生産の目安	2
○ 生産調整推進に係る基本方針	3
○ 各種交付金等の内容	5
1 【継続】水田活用の直接支払交付金	5
2 【改定】畑地化促進事業	14
3 【改定】コメ新市場開拓等促進事業	16
4 【改定】畑作物産地形成促進事業	17
5 【新規】麦類生産技術向上事業	18
6 【継続】畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	19
○ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)	21
○ 収入保険制度	21
○ 農地中間管理事業による農地集積・集約化の概要	22
○ 日本型直接支払事業の概要	24
○ 新規需要米に取り組む場合の手続き等	26
○ 参考資料① 令和8年度水田農業における品目別の所得試算額	29
○ 参考資料② 各種交付金の組み合わせによる交付見込額	32
○ 各種書類の提出時期	33
○ 各種交付金の交付予定時期	33

国や県の制度改正等により、事業内容・事業要件・交付単価・スケジュール等に変更が生じることがあります。このような場合には、改めて情報提供させていただきます。

令和8年度の主な変更点（抜粋）

1 米の需要情報並びに生産の目安（詳細2ページ）

主食用米については、一昨年から「令和の米騒動」と呼ばれる全国的な米不足が発生したため、国では、一時米の増産にかじを切る方針を打ち出し、その後、需要に応じた主食用米を基本とする従来の方針に見直しを図った結果、令和8年産の全国における主食用米の適正生産量を令和7年産から28万トン増加した711万トンに設定したところです。

登米市の「生産の目安」についても、令和7年産から341ha増加した9,537haが示されたところであり、引き続き、農業者や農業協同組合等の皆様と連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。

2 産地交付金（地域枠）の見直し（詳細9～10ページ）

新市場開拓用米産地形成助成の単価が増額しました。（14,000円/10a）また、加工用米低コスト加速化助成の単価が減額しました。（16,000円/10a）

3 畑地化促進事業の交付単価の見直し（詳細14～16ページ）

「畑地化支援」の交付単価が変更となりました。（70,000円/10a）

湛水機能・用水設備について、“一時的な機能低下”があり、要件を満たすかどうか判断に迷う場合は、協議会にて判断しますので、申請書（要望調書）の提出をお願いします。

※過去に当事業の申請を取り下げた方についても再度検討します。

4 コメ新市場開拓等促進事業の対象作物の追加（詳細16ページ）

対象作物に酒造好適米が追加となりました。（10,000円/10a × 取組年数）

5 麦類生産技術向上事業の新規開設（詳細18ページ）

昨年までの麦・大豆生産技術向上事業が廃止され、麦類生産技術向上事業が新設されました。

対象作物や対象農家が大幅に変更されますので御確認ください

6 新規需要米に取り組む場合の手続き等の書式の変更（詳細26ページ）

新規需要米の取組計画書の別紙様式の書式、及び生産集出荷数量等の報告における別紙様式の書式が変更となりました。

7 飼料用米（一般品種）への支援水準の見直し（詳細28ページ）

飼料用米について、多収性品種による作付転換を推進するため、一般品種の支援水準が令和6年産から令和8年産にかけて段階的に減額してきました。令和8年産は段階的減額の最終年となります。

令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
5.5～10.5万円/10a (標準単価8.0万円/10a)	5.5～9.5万円/10a (標準単価7.5万円/10a)	5.5～8.5万円/10a (標準単価7.0万円/10a)	5.5～7.5万円/10a (標準単価6.5万円/10a)

主食用米の需要情報並びに生産の目安

1 主食用米の需要情報（生産の目安）

		R 7 目安①	R 7 実績②	R 8 目安③	増減③-①	増減③-②
全 国	適正生産量	683 万 t	747 万 t	711 万 t	28 万 t	△36 万 t
宮城県	生産の目安	328,547 t (60,199ha)	363,100 t (65,300ha)	344,321 t (62,422ha)	15,774 t (2,223ha)	△18,779 t (△2,878ha)
登米市	生産の目安	52,599 t (9,196ha)	58,945 t (10,304ha)	55,125 t (9,537ha)	2,526 t (341ha)	△3,820 t (△767ha)

2 農家への情報提供

需要に応じた主食用米の生産に取り組み価格の安定を図るため、宮城県農業再生協議会が作成する「宮城県水田農業推進方針」や市町村別に表示される「生産の目安」を基に、登米市における「生産の目安」を設定し、生産者ごとに提示します。

(1) 基準単収

(単位:kg/10a)

地 区 名	農家配分基準単収 (慣行栽培基準単収)	地 区 名	農家配分基準単収 (慣行栽培基準単収)
迫	569	米 山	579
登 米	573	石 越	578
東 和	554	南 方	570
中 田	597	津 山	546
豊 里	579	登米市	578

(2) 農家配分率

登米市全体の「配分対象水田面積」に対する県から示された「生産の目安（面積）」の割合により設定します。

配分対象 水田面積 ①	生産の目安 (面積) ②	生産の目安 (数量) ③	農家配分 基準単収 ④=③÷②	農家配分率 ⑤=②÷①
15,448ha	9,537ha	55,125t	578kg/10a	61.73%

(参考：令和7年度 59.38%)

※農地転用の必要がある水田は、配分対象水田から除外します。

※市外にある水田の権利移動については、速やかに登米市農業再生協議会まで連絡願います。

生産調整推進に係る基本方針

1 基本的な考え方

本市においては、農業経営の安定に向け、需要に応じた主食用米の生産はもとより、輸出用米、加工用米や米粉用米等を含めた幅広いニーズに対応した米づくりとともに、大豆や収益性の高い園芸作物、畜産業の盛んな本市の特徴を生かし、飼料価格の高騰にも対応した稲発酵粗飼料用稲や飼料作物を引き続き推進することで、農業所得の向上と競争力の高い、効率的な水田農業の実現に繋げていくものとします。

2 作物別の誘導方針

(1) 主食用米

本市が米の主産地として生き残っていくためには、品質、食味、価格帯等、多様なニーズに対応した生産・販売を一層推進していくことが必要であり、主力品種である「ひとめぼれ」をけん引役に、「ササニシキ」、「だて正夢」、「つや姫」などを組み合わせた作付けを行い、産地としての評価向上を図り、『米どころ登米市』の存在感を高めていくものとします。

生産にあたっては、高品質・良食味安定生産を徹底することに加え、SDGsの観点から踏まえ有機農業や特別栽培等の環境への負荷が少ない農業の取組を推進し、消費者の評価と付加価値の向上を図るとともに、移植栽培と直播栽培の組み合わせによる作期拡大やスマート農業等の先進技術を活用したコスト低減に努め、生産者の所得向上を図るものとします。

また、令和7年産米の価格については、6年産米からさらに高騰したところですが、一方で、様々な資材や燃料価格の高止まりにより生産コストも上昇していることから、この価格高騰が一過性のものにならないよう、今後も需要に応じた生産を継続できるよう努めていくものとします。

(2) 輸出用米

本市における米の輸出については、JAみやぎ登米が国から「フラッグシップ輸出産地」として認定されるなど、同組合を中心として取り組んできました。令和7年度には2,300トン程度の契約数量となり、全国有数の規模を誇っています。今後の産地形成を図るためにも、コメ新市場開拓等促進事業等の活用のほか、産地交付金の地域枠において高い交付単価を設定することで、引き続き取組を推進するものとします。

また、実需者からの要望として、外国産米との価格差を補うため、低価格で安定した品質が求められていることから、多収性品種である「つきあかり」の生産とともに、低コスト栽培等の取組を引き続き推進するものとします。

(3) 加工用米

水田を有効利用する取組の1つであるとともに、生産調整達成に向けた有効な手段であることから、輸出用米と同様にコメ新市場開拓等促進事業等の活用のほか、産地交付金の地域枠において高い交付単価を設定するなど、主食用米を作付けした場合との所得格差を縮小させることで、取組の維持に繋げるものとします。

(4) 米粉用米

小麦の代替としてだけでなく、グルテンフリー食品等、新たな用途として全国的に一定の需要が見込めることから、需要動向を的確に把握しながら、需要に応じた適正水準の取組を推進するものとします。

(5) 飼料用米

米形態で取り組むことのできる生産調整の中でも中心的な役割を果たしているとともに、配合飼料価格が高騰する中、安定して調達が見込める自給飼料として重要性が高まっていることから、引き続き取組を推進するものとします。

しかしながら、水田活用の直接支払交付金における戦略作物助成について、令和6年産から一般品種の助成単価が段階的に引き下げられていることから、安定・多収栽培並びに省力栽培のポイントに関する調査・研究を行うなど、多収性品種による飼料用米作付けの定着化に向けた産地としての条件整備に努めていくものとします。

なお、作期分散の観点から大規模農家において一般品種での取組もみられることから、多収性品種生産の条件整備が軌道に乗るまでの激変緩和措置として設定していた産地交付金の

地域枠「飼料用米（一般品種）継続支援助成」についても継続することで、主食用米の需給と価格の安定及び水田農業の収益性確保に繋げていくものとします。

(6) 大豆・麦

本市における基幹的な転作作物であることから、水田活用の戦略作物として、排水対策、適期播種、病害虫防除、適期刈取等の技術対策を徹底し、品質向上と収量の安定化を図るとともに、水田活用の直接支払交付金及び畑作物産地形成促進事業等を活用することで、生産者の所得向上に繋げるものとします。

また、規模拡大を見据え、スマート農業等を活用した生産管理の効率化を推進していくとともに、地域内での話し合いに基づく土地利用調整を行い、作付けの更なる団地化を促進していくものとします。

(7) 飼料作物、稲発酵粗飼料用稲

本市農業経営の特徴である稲作と畜産を組み合わせた複合経営の中で、自家利用を目的とした個別転作形態による作付けを継続していくとともに、水田の有効利用と耕畜連携の観点から、耕種農家と畜産農家との利用供給体制を一層推進し、収穫物の効果的利用と飼料価格の高騰にも対応した良質な粗飼料確保に繋げていくものとします。

(8) 野菜

高収益化への取組として期待ができることから、農業再生協議会が選定する園芸重点振興作物を中心とした作付けを推進するとともに、加工及び業務用としての需要が見込まれる「ばれいしょ」、「トマト」等の作付け拡大を推進するものとします。

推進に当たっては、農地集積及び団地化等による安定生産と作業の効率化、機械化一貫体系の推進やスマート農業機械の導入等による省力化を図るとともに、畑作物産地形成促進事業や産地交付金といった各種メリット措置のほか、本市独自の取組である高収益作物転換等推進事業の活用により、水田での園芸作物の定着化に繋げるものとします。

【園芸重点振興作物】

きゅうり、キャベツ、たまねぎ、ばれいしょ、ねぎ、えだまめ、ほうれんそう、トマト

3 品目別推進目標（出荷・販売対象）

（単位：ha）

品目名	令和7年度取組実績 ①	令和8年度取組目標 ②	増減 ③=②-①
主食用米	10,304	9,537	△767
備蓄米	0	155	155
加工用米	271	400	129
米粉用米	10	15	5
輸出用米	394	500	106
飼料用米	304	300	△4
稲発酵粗飼料用稲	462	550	88
大豆	1,215 (0)	1,355 (5)	140 (5)
麦	98 (150)	105 (175)	7 (25)
飼料作物	1,005 (47)	1,100 (50)	95 (3)
野菜・花き	206 (11)	250 (15)	44 (4)
その他	3 (2)	5 (3)	2 (1)
計	14,272 (210)	14,272 (248)	0 (38)

※作物の作付面積は、基幹作物（括弧内は裏作）を集計した面積

各種交付金等の内容

1 【継続】水田活用の直接支払交付金

(1) 事業概要

- 食料自給率の向上に向けて、水田を有効活用して転作作物を生産及び販売する農業者に対して、対象作物の作付面積に応じて国から交付金が直接交付されます。

(2) 対象者

- 交付対象作物を販売目的で生産する農業者が対象となります。
- 交付年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に出荷・販売することが要件となります。
※出荷・販売を行わなかった場合、出来なかった場合は、速やかにご連絡ください。

(3) 戦略作物助成（詳細8ページ）

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用稲（WCS）、加工用米を生産する農業者を支援します。

(4) 産地交付金【地域枠・県枠・国枠】（詳細9～12ページ）

- 地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
※配分された予算の範囲内での交付となるため、作付面積に応じて単価調整を行うこととなります。

(5) 交付に関する留意事項

- 販売を目的としない作物は、交付対象外となります。
 - ・申請者は、対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書を作成し、確認書類として、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を添付して提出する必要があります。
- 現地確認時に捨てづくりと判断された場合は、交付対象外となります。
 - ・交付対象作物が作付けされる圃場については、現地確認を実施します。適切な肥培管理が行われていない（捨てづくり）と判断された場合は、交付対象外となります。
- 転換畑（畑地化）扱いとなる農地は、交付対象水田から除外されます。
転換畑（畑地化）とは、以下のいずれかの項目に該当し畑地化された農地を指します。
 - ・湛水設備（畦畔等）を有しない農地（作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除く）
 - ・直ちに均平することが難しい傾斜がある農地
 - ・所要の用水を供給する施設（用水源に加え、用水源から引水を行う用水路等の設備）を有しない農地、または土地改良区に対して水田に係る賦課金が支払われていない農地
- 処分制限期間内のハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外されます。
 - ・国、県、市等の補助金を活用した処分制限期間内のハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外されます。（令和6年度から）
- 飼料作物については、利用供給協定の締結及び利用供給計画の策定が必要です。
 - ・利用供給協定の締結及び利用供給計画の策定がされていない場合は、不作付地（機能維持水田）扱いとなります。
- 麦・大豆・飼料作物等について、収量確認が厳格化されます。
 - ・麦、大豆（畑作物の直接支払交付金の交付申請がなされていないもの）及び飼料作物については、収量や交付申請者等が有する給餌記録、放牧の記録等を保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。
 - ・麦、大豆、飼料作物、WCS等について、基準単収が設定されました。（詳細8ページ）
- 多年生牧草の戦略作物助成については、以下の事項に留意願います。
 - ・播種から収穫まで行う場合と収穫のみを行う場合とで交付単価が異なります。
 - ・播種年度と収穫年度が異なる場合は、収穫年度が交付年度になります。
 - ・播種実施報告書及び種子購入伝票の写し（購入量、草種名等が分かるもの）の提出が必要となります。（営農計画書にも正確な草種名を記載願います。）

- ・適正播種量は、種苗カタログ等で確認してください。実際の播種量が適正播種量に満たない場合、その割合に応じて交付単価が10,000円/10aに変更されます。
- ・「生産調整及び水稲生産実施計画書」の、播種形態を選択する欄を以下のいずれかを選択してください。

【完全更新（耕起後播種）・簡易更新（追い播き）・播種なし（収穫のみ）】

○耕畜連携助成については、以下の事項に留意願います。

- ・飼料作物（WCSを除く）の作付けにおいて、耕畜連携に取り組む圃場がある場合は、「水稲生産実施計画書兼営農計画書」の「耕畜連携欄」に「○」を記入してください。
- ・以下のAまたはBいずれかの取組を行った場合、耕畜連携助成の対象になります。

A. 資源循環（交付対象者＝飼料作物生産農家）

飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を、飼料作物を作付けする、または作付けした水田に散布する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たす必要があります。

当該年度における堆肥散布であること

- ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたものであること
- ・堆肥を散布する農業者は、飼料作物の供給を受けた家畜の所有者、またはその所有者から委託を受けた農業者であること
- ・同一年度において、水田への堆肥散布の取組による他の助成を受けないこと
- ・堆肥の散布量が10a当たり2tまたは4m³以上であること

注1) 自ら家畜を飼育している農業者については、当該家畜の排せつ物から生産された堆肥を自己所有地に散布しても該当になりません。堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り該当します。

注2) 生産組織等については、供給先が構成員の場合は該当になりません。

B. 水田放牧（交付対象者＝飼料作物生産農家）

1haあたり2頭以上（成牛：24か月以上）の換算で、延べ90日以上実施すること

○水田草地更新助成については、以下の事項に留意願います。

- ・多年生牧草または一年生牧草の草地更新が対象です。
- ・多年生牧草または一年生牧草の作付けにおいて、草地更新に取り組む圃場がある場合は、「水稲生産実施計画書兼営農計画書」の「草地更新欄」に「○」を記入してください。
- ・交付年度に収穫するために、完全更新（耕起を行った上で播種）を実施した場合、交付対象になります。【簡易更新（耕起を行わない追い播き）の場合は、対象外になります。】
- ・耕起、播種については、作業日誌、播種実施報告書及び種子購入伝票の写し（購入量、草種名等が分かるもの）で確認を行います。

○加工用米・新規需要米については、適正流通の徹底に留意願います。

- ・加工用米及び新規需要米において、不適正な流通が確認され、悪質と判断された場合は、
 - ①名称（氏名）・違反事実の公表
 - ②当年産の水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等、全ての経営所得安定対策に係る交付金を返還
 - ③当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めない（捨てづくりが確認された場合も同様）などの措置が執られます。
- ・飼料用米等の販売等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象になります。
- ・確認された不適正な流通が、食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

【こんな行為は違反です！】

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだ圃場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

○**稲発酵粗飼料用稲（WCS）については、以下の事項に留意願います。**

- ・作付時期を遅らせる等、収穫時に主食用米へのカメムシ被害の影響が無いようご協力をお願いします。（収穫の時期は、出穂してから10日から30日頃が目安となります。）
- ・通常の現地確認のほか、収穫物（ロール個数）について現地確認を行いますので、**収穫予定時期を電話にて登米市農業再生協議会事務局（0220-34-2831）まで報告**してください。現地確認では、収穫物（ラップ済のロール）に確認内容（確認月日・ロール個数）を標示しますので、その後に搬出するようお願いいたします。

○**収量低下の理由書が提出された農業者に対して、農政局の改善指導が強化されます。**

- ・複数年にわたり、連続して収量低下の理由書が提出された農業者に対しては、農政局からの改善指導が徹底されます。改善指導の内容が実行されない場合は、交付対象外になります。

(6) 水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）に係る必要書類

必要書類等	麦 ・ 大豆	飼 料 作 物	米 飼 粉 料 用 用 米 米	（ W C S ） 稲 発 酵 粗 飼 料 用 稲	加 工 用 米	そば ・ なたね	新 市 場 開 拓 用 米 （ 輸 出 用 米 ）	（ そ の 他 作 物 ） （ 野 菜 等 ）
販 売 契 約 書 （ 播 種 前 契 約 書 ）	○ ※1		○		○	○ ※1	○	
新規需要米取組計画書			○	○	○		○	
利 用 供 給 協 定 書 利 用 供 給 計 画 書		○ ※2		○ ※2				
作 業 日 誌	○	○	○	○		○		○
出荷伝票・資材購入伝票	○ ※1	○ ※3				○ ※1	○ ※4	○ ※1
出荷・販売等実績報告書兼誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
播 種 実 施 報 告 書		○ ※3						
受 領 報 告 書		○ ※5						
収 量 記 録 書 給 餌 記 録 書（飼料作物のみ） 放 牧 記 録 書（飼料作物のみ）	○ ※6	○ ※6						

各書類の提出日は、「各種書類の提出時期」にて御確認ください。（詳細 33 ページ）

- ※1 自家加工や直売所等での販売のみの場合は、確認書類として水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書の提出が必要となります。
- ※2 畜産農家へ供給する場合は、利用供給協定書の提出が必要となります。
- ※3 牧草について、播種から収穫まで行う場合は、種子購入伝票の写し（購入量、草種名等が分かるもの）の提出が必要となります。
- ※4 新市場開拓用米多収系品種導入助成については、多収系品種の種子購入伝票の写しの提出が必要となります。
- ※5 自家利用の場合でも受領報告書の提出が必要となります。
- ※6 麦・大豆（畑作物の直接支払交付金の交付申請がなされていないもの）及び飼料作物については、収量や交付申請者等有する給餌記録、放牧の記録等を保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

【戦略作物助成交付単価】

助成項目		交付単価 (10aあたり)	交付要件																
麦・大豆・飼料作物		35,000円	○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ※飼料作物は、利用供給協定及び利用供給計画に基づき家畜に供給されるものであること																
飼料作物のうち牧草	播種から収穫まで行う場合	35,000円	○利用供給協定書、利用供給計画書、受領報告書、播種実施報告書、種子購入伝票の写し等の必要書類がそろっていること ○種苗カタログ等に則った適正播種量で播種が行われていること ○播種年度と収穫年度が異なる場合は、収穫年度が交付年度となる。 《例えば》 令和7年秋に播種し、令和8年春に収穫する場合 ⇒ <u>交付金の交付年度は令和8年度となる</u>																
	収穫のみを行う場合	10,000円	○利用供給協定書、利用供給計画書、受領報告書等の必要書類がそろっていること																
飼料用米 (多収性品種で取り組む場合)		55,000円～ 105,000円 (基準額 80,000円)	○多収性品種で取り組む場合は、以下の品種を作付けすること 【多収性品種】 べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、夢あおば、べこあおば、東北211号																
飼料用米 (一般品種で取り組む場合)		55,000円～ <u>75,000円</u> (基準額 <u>65,000円</u>)	○飼料用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ※実際の交付単価は、基準単収に対する出荷数量の増減150kgの範囲で算定される(詳細26～28ページ)																
米粉用米		55,000円～ 105,000円 (基準額 80,000円)	○米粉用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○主食用品種、多収性品種のどちらも対象とする ※実際の交付単価は、基準単収に対する出荷数量の増減150kgの範囲で算定される(詳細26～28ページ)																
稲発酵粗飼料用稲 (WCS)		80,000円	○稲発酵粗飼料用稲(WCS)の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること																
加工用米		20,000円	○加工用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること																
<p>○基準単収について</p> <table border="0"> <tr> <td>・小麦</td> <td>…365kg/10a</td> <td>・WCS</td> <td>…1,853kg/10a</td> </tr> <tr> <td>・六条大</td> <td>…240kg/10a</td> <td>・飼料作物</td> <td>…468kg/10a</td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>…</td> <td>・そば(産地交付金・国粋)</td> <td>…37kg/10a</td> </tr> <tr> <td>・大豆</td> <td>189kg/10a</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※数値は令和7年度の基準単収となります。令和8年度の基準単収は追ってお知らせします。 ※明らかに収量が低い場合(上記基準単収の2分の1が目安)は交付対象外となります。</p>				・小麦	…365kg/10a	・WCS	…1,853kg/10a	・六条大	…240kg/10a	・飼料作物	…468kg/10a	麦	…	・そば(産地交付金・国粋)	…37kg/10a	・大豆	189kg/10a		
・小麦	…365kg/10a	・WCS	…1,853kg/10a																
・六条大	…240kg/10a	・飼料作物	…468kg/10a																
麦	…	・そば(産地交付金・国粋)	…37kg/10a																
・大豆	189kg/10a																		

【産地交付金の交付単価について】

記載している産地交付金の交付単価は目安であり、国からの予算配分額の範囲内での交付となるため、取組実績によって、単価調整する場合があります。所要額（実績）が、国（県）から交付された予算を下回る（上回る）場合は、各メニューで設定している上限の範囲内で交付単価を増額（減額）調整します。

【低コスト生産メニューについて】

産地交付金とコメ新市場開拓等促進事業の重複交付を受ける場合、低コスト生産メニューの取組内容が重複しないことを条件とします。選択するメニューの個数については、現時点での暫定で記載しているため、今後の国との協議において変動する可能性があります。

【産地交付金交付単価（地域枠）】

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
園芸作物等 基本助成	10,000円程度 【上限12,000円】	○野菜・花き等を販売目的（加工し販売するものを含む）で作付けすること ※自家利用野菜等は対象外とする
園芸重点振興作物 奨励助成	5,000円程度 【上限7,000円】	○以下に掲げる「園芸重点振興作物」を販売目的で作付けすること 【園芸重点振興作物】 きゅうり、キャベツ、たまねぎ、ばれいしょ、ねぎ、えだまめ、ほうれんそう、トマト
園芸作物等 作業集積助成	10,000円程度 【上限12,000円】	○野菜・花き等を販売目的（加工し販売するものを含む）で作付けし、1品目5a以上、合計30a以上集積していること ※（県設定枠）の露地園芸作付拡大助成及び露地園芸定着促進助成の対象となっている場合、重複交付は不可とする
園芸作物等 新規拡大助成	8,000円程度 【上限11,000円】	○主食用米の作付面積を前年産より10a以上減少させ、当年産の園芸作物を10a以上増加させること ○交付対象面積は、主食用米の減少面積を上限とする ※ただし、賃貸借または作業受託等により、前年より経営面積を拡大した場合は、主食用米の作付面積の減少分にその面積を加えることができる
戦略作物 作業集積助成	5,000円程度 【上限8,000円】	○麦・大豆・飼料作物・そば・なたねを、販売目的（加工し販売するものを含む）で作付けし、3ha以上集積していること【東和・津山は2ha以上】 ※飼料作物は、利用供給協定及び利用供給計画に基づき家畜に供給されるものであること ○大豆については、生産技術要件の取組を3つ以上実施すること（詳細12ページ）
飼料用米 集積化助成	12,000円程度 【上限16,000円】	○飼料用米を作付けし、2ha以上集積していること ○飼料用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
飼料用米（一般品種） 継続支援助成	6,000円程度 【上限7,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料用米を一般品種で作付けすること ○飼料用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を3つ以上実施すること
新市場開拓用米 多収系品種導入助成	5,000円程度 【上限8,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○新市場の開拓を図る輸出用米において、実需者が求める低価格帯の多収系品種（つきあかり、ゆみあずさ、萌えみのり、ちほみのり）に取り組むこと ○輸出用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること
【単価変更】 新市場開拓用米 産地形成助成	14,000円程度 【上限20,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を1つ以上実施すること ○コメ新市場開拓等促進事業との重複交付可（R7より） （詳細16～17ページ）
【単価変更】 加工用米 低コスト加速化助成	16,000円程度 【上限25,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○加工用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を1つ以上実施すること ○コメ新市場開拓等促進事業との重複交付可（R7より） （詳細16～17ページ）
二毛作助成 （戦略作物）	5,000円程度 【上限8,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組むこと
二毛作助成 （園芸作物等）	5,000円程度 【上限8,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略作物と園芸作物または園芸作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組むこと ※同じ品目同士の組み合わせは不可とする
耕畜連携助成 （資源循環） ※WCSを除く	2,000円程度 【上限3,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料作物を生産する耕種農家と利用する畜産農家が連携し、両者で取り決めた計画（利用供給協定）に基づき資源循環（堆肥散布）の取組を行う場合、耕種農家に対し交付する （詳細6ページ）
耕畜連携助成 （水田放牧）	2,000円程度 【上限3,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料作物を生産する耕種農家が、生産水田において、交付年度内に放牧を実施すること ○1haあたり、2頭以上（成牛：24か月以上）の換算で、延べ90日以上実施すること （詳細6ページ）
水田草地更新助成	2,000円程度 【上限3,000円】	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な粗飼料生産のために、完全更新（耕起を行った上で播種）をすること（基幹作のみ） ※耕起を行わない簡易更新（追い播き）の場合は、対象外とする （詳細6ページ）

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

【産地交付金交付単価（県枠）】

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
露地園芸作付拡大助成	50,000円程度	<p>○みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目の生産拡大に取り組む農業者に対し支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上…50,000円/10a ・30a以上～1ha未満…30,000円/10a <p>○支援開始から5年を上限とする</p> <p>※園芸作物等作業集積助成（地域枠）及び、園芸作物を対象とした他の県枠メニューとの重複交付は不可とする</p>
露地園芸定着促進助成	10,000円程度	<p>○みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目を一定面積以上作付する農業者に対し、作付面積に応じて支援する</p> <p>※支援期間の上限は定めない</p> <p>※園芸作物等作業集積助成（地域枠）及び、園芸作物を対象とした他の県枠メニューとの重複交付は不可とする</p>
新市場開拓用米 低コスト生産助成	12,000円程度	<p>○輸出用米の取組計画書が認定されていること</p> <p>○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること</p> <p>○低コスト生産の取組を実施すること</p> <p>（詳細13ページ）</p> <p>※コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けている場合、重複交付は不可とする</p>
加工用米 低コスト生産助成	7,000円程度	<p>○加工用米の取組計画書が認定されていること</p> <p>○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること</p> <p>○低コスト生産の取組を実施すること</p> <p>（詳細13ページ）</p> <p>※コメ新市場開拓等促進事業との重複交付可(R7より)</p> <p>※加工用米複数年契約助成との重複交付は不可とする</p>
加工用米 複数年契約助成	7,000円程度	<p>○加工用米の取組計画書が認定されていること</p> <p>○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること</p> <p>○複数年契約（3年以上）に取り組むこと</p> <p>※コメ新市場開拓等促進事業との重複交付可(R7より)</p> <p>※加工用米低コスト生産助成との重複交付は不可とする</p>
飼料用米 低コスト生産助成	3,000円程度	<p>○飼料用米の取組計画書が認定されていること</p> <p>○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること</p> <p>○低コスト生産の取組を実施すること</p> <p>（詳細13ページ）</p>
米粉用米 低コスト生産助成	3,000円程度	<p>○米粉用米の取組計画書が認定されていること</p> <p>○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること</p> <p>○低コスト生産の取組を実施すること</p> <p>（詳細13ページ）</p>
大豆・麦類、飼料作物、 WCS用稲の作付拡大助成	7,000円程度	<p>○大豆、麦類、飼料作物、稲発酵粗飼料用稲（WCS）の生産拡大に取り組むこと</p> <p>○前年度からの拡大面積（面積が縮小した品目がある場合は、縮小分を差し引いた面積）に応じて交付する</p>
子実用とうもろこし生産性向上助成	6,000円程度	<p>○子実用とうもろこしの生産に取り組むこと</p> <p>※別途、県が定める低コスト生産等の取組要件あり</p>

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

【産地交付金交付単価（国枠）】

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
地力増進作物助成	0円～20,000円	○麦、大豆、野菜等を販売目的で作付けする前に、地力増進作物を作付けし、すき込みを行うこと ※市全体の水稻作付面積（加工用米、輸出用米を除いた米形態の作付面積）が、前年度より減少している場合のみ対象となるため、取組を行っても交付対象外となる場合がある
そば、なたね助成	20,000円	○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること
新市場開拓用米助成	20,000円	○輸出用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ※コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けている場合、重複交付は不可となる
新市場開拓用米 複数年契約助成	10,000円	○輸出用米の複数年契約（3年以上）を新規に締結すること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けていること ※複数年契約（3年以上）の初年度のみ交付される

【大豆生産技術要件取組内容一覧】

産地交付金（地域枠）の戦略作物作業集積助成において、大豆の生産技術が要件になる取組内容の一覧です。

取組内容	確認書類等
排水対策（弾丸暗渠、明渠）	栽培履歴記録簿（写し）、作業日誌、写真
種子粉衣	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
土壌改良資材の使用による土壌改良	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
堆肥施用による地力増進	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
プラウ耕による深耕技術	栽培履歴記録簿（写し）、作業日誌、写真
土壌処理除草剤	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
中耕培土	栽培履歴記録簿（写し）、作業日誌、写真
病虫害防除	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
茎葉処理除草剤	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
摘心技術	作業日誌、写真
追肥の実施	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
刈り取り前の除草作業	作業日誌、写真

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

【低コスト生産要件取組内容一覧】

産地交付金（地域枠・県枠）において、低コスト生産が要件になる取組内容の一覧です。

地域枠	県枠	取組内容	確認書類等
新市場開拓用米 加工用米 飼料用米（一般品種）	新市場開拓用米 加工用米 飼料用米 米粉用米		
○	—	温湯種子消毒	・栽培履歴記録書（写し） ・購入伝票（写し）
○	○	直播栽培	・栽培履歴記録書（写し） ・作業日誌
○	○	稲わら又は堆肥施用による土づくり	・栽培履歴記録書（写し） ・作業日誌
○	○	大豆跡復元田の活用	・前年度の営農計画書 （確認野帳）
○	○	側条施肥同時移植	・作業、機械写真 ・作業日誌
○	○	肥効調節型肥料の施肥	・栽培履歴記録書（写し） ・肥料購入伝票（写し）
○	○	育苗箱全量施肥	・作業日誌 ・購入伝票（写し）
○	○	疎植栽培 （稲作指導指針の栽植密度の8割以下）	・栽培履歴記録書（写し） ・株間が確認できる写真
○	○	乳苗移植栽培	・作業日誌
○	○	プール育苗	・育苗施設の写真
○	○	立毛乾燥 （通常の成熟期から2週間程度圃場で乾燥）	・作業日誌
○	○	フレコン出荷	・出荷伝票（写し）
○	○	カントリーエレベーター、ライスセンターの活用	・使用料明細
○	○	高密度播種育苗栽培	・作業日誌 ・高密度播種が確認できる写真
—	○	追肥の実施	・栽培履歴記録書（写し） ・肥料購入伝票（写し）
○	—	化学肥料の使用料削減 （地域の慣行レベルと比べて30%以上削減）	・栽培履歴記録書（写し）
○	—	化学農薬の使用料削減 （地域の慣行レベルと比べて50%以上削減）	・栽培履歴記録書（写し）
○	—	共同防除における農薬散布	・栽培履歴記録書（写し） ・明細書、精算書など
○	○	スマート農業機器の活用 （ドローンや水管理システム等）	・栽培履歴記録書（写し） ・作業写真

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

※確認書類等は、農政局から提出を求められる場合がありますので、適切に保管願います。

2 【改定】畑地化促進事業

(1) 事業概要

畑作物の需要に応じた生産を促進し、畑作物の定着等を図るため、水田を畑地化して畑作物の生産に取り組む農業者を支援します。

【畑地化とは】

地目変更まで求めるものではなく、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することを指します。よって、水田を畑地化し本事業を活用した後は、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）による支援が受けられなくなります。

※一度交付対象外になった水田は、交付対象水田に戻ることはありません。本事業活用後に、売買や相続で水田の所有者が変わった場合も除外されたままとなります。

※本事業の申請を予定する水田が借地の場合は、申請者の責任において地権者・所有者の同意を得た上で申請してください。

(2) 対象者

畑地化に取り組む水田において対象作物を生産する販売農家及び集落営農

※本事業の対象者（申請者）は、対象作物の生産者（耕作者）となります。生産（耕作）を委託し、自身では生産（耕作）していない地権者・所有者からの申請は受付できません。

(3) 対象となる水田の要件

以下の要件を全て満たすことが必要になります。

○水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること

⇒畦畔等の湛水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、現時点で水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の要件を満たしている圃場であること

（均平することが困難な傾斜を有する水田は、交付対象水田とは認められません。）

※湛水機能・用水設備について、下記例のような“一時的な機能低下”があり、要件を満たすかどうか判断に迷う場合は、協議会にて判断しますので、申請書（要望調書）の提出をお願いします。過去に当事業の申請を取り下げた方についても再度検討します。

湛水機能…麦や牧草の作付けの為、内畦畔を撤去し、作付けしている場合など。

用水設備…揚水ポンプが突発的に故障中で、現在は水稻を作付していないため修理はしていないが、水源はあり簡易ポンプを設置することで用水の確保ができる場合等。

※申請者には、畦畔・用水設備がある状態の写真を提出していただきます。

○畑地化に取り組む水田が概ね団地化を形成していること

【登米市の基準】

- ・高収益作物…概ね30a
- ・その他作物（牧草・麦・大豆）…概ね60a
- ・高収益作物とその他作物が混在…概ね60a

※完全接続辺が基本になりますが、概ねまとまりが形成されており、作業効率上の支障がないと判断できる場合は、対象農地とします。

※申請水田の隣接地に、申請者以外の転作地が介在する場合、当該転作地を団地要件の判定に活用できる場合があります。

○前作（令和7年産）において、主食用米、戦略作物または産地交付金の対象作物が作付けされていたこと

○畑地化支援の交付後5年間は、高収益作物（野菜・果樹・花き等）または高収益作物を除くその他作物（麦、大豆、飼料作物、そば等）の作付けを行うこと

○申請水田が借地の場合には、交付申請手続きを開始するまでに、賃借人（耕作者）が土地所有者（地主）の同意を得る予定であること（または既に同意を得ていること）

※申請者には、同意書を提出していただきます。

(4) 支援内容及び単価

①畑地化支援

水田を畑地化（交付対象水田から除外）し、高収益作物（野菜・果樹・花き等）または高収益作物を除くその他作物（麦、大豆、飼料作物、そば等）を作付けする面積に応じて支援します。

②定着促進支援

水田を畑地化（交付対象水田から除外）し、高収益作物（野菜・果樹・花き等）または高収益作物を除くその他作物（麦、大豆、飼料作物、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。**【上記①「畑地化支援」とセットでの取組が要件】**

【令和8年度単価】

対象作物	①畑地化支援	②定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	70,000 円/10a	20,000 円/10a (5年間) 100,000 円/10a (一括)
		《加工・業務用野菜の場合》 30,000 円/10a (5年間) 150,000 円/10a (一括)
その他作物 (麦、大豆、飼料作物、そば等)	70,000 円/10a	20,000 円/10a (5年間) または 100,000 円/10a (一括)

※定着促進支援の「5年間」・「一括」は申請者の希望によるものですが、国の予算状況等により、「一括」を希望しても「5年間」となる場合があります。

③土地改良区決済金等支援【上限 250,000 円/10a】

畑地化促進事業の該当になった圃場が土地改良区費の賦課対象であった場合、水田を畑地化することにより生じる土地改良区への決済金等の費用について支援します。

《土地改良区が畑地化後の事業利用の有無等を考慮し、次のいずれかを選択》

地区除外決済金	土地改良区の地区から除外される水田
畑地化協力金	地区から除外されないものの、かんがい用水や排水等の事業利用が減少する水田

※本支援は、管轄する土地改良区の承認が必要です。土地改良区の判断により支援を受けられない場合があります。

《地区除外決済金及び畑地化協力金の考え方》

地区除外決済金	土地改良区の農地が減少することで、残る農地の組合員の負担が過重にならないよう、地区から除外する際に、将来にわたり納付が予定されていた賦課金に基づき算定される金額を地区除外決済金として徴収し、維持管理費等に充てるもの
畑地化協力金	畑地化後も、畑地かんがい、排水、農道などの事業利用がある場合、用水等の事業利用が減少するため、利用減少分を協力金として徴収するもの

本支援は、申請者から農業再生協議会へ支払委任をしていただき、決済金等の支払い・受領は、農業再生協議会及び改良区の間で行います。よって、交付金が申請者へ直接支払われることはありません。

(5) 申請期限

「令和8年度畑地化促進事業に係る取組申請書」（1月にJAみやぎ登米及びJA新みやぎの集落配送にて配布）の提出をお願いします。

■申請期限	令和8年2月17日（火）まで
■提出先	登米市農業再生協議会事務局（市役所中田庁舎 2階 農政課内） ※JAみやぎ登米宮農経済センター・あぐり店舗・JA新みやぎ津山支店では、受付できません。

(6) その他

- 本事業は、国による審査の上、交付対象者が決定されることから、取組申請書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。
- 採択されなかった場合には、水田活用直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）による支援を受けることが可能です。

3 【改定】コメ新市場開拓等促進事業

(1) 事業概要

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米（輸出用米）、加工用米、米粉用米、酒造好適米の低コスト生産等に取り組む農業者を支援します。

(2) 対象者

水田において対象作物を生産する販売農家及び集落営農

(3) 対象作物及び単価

対象作物（基幹作）	交付単価
新市場開拓用米（輸出米）	40,000 円/10a
加工用米	30,000 円/10a
米粉用米	90,000 円/10a
酒造好適米	10,000 円/10a×取組年数（最大3年）

(4) 交付要件

- 以下の要件を全て満たすことが必要になります。
 - ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
 - ・農業者または農業者と出荷契約を締結する出荷事業者が実需者と販売契約を締結する、または出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること
 - ・指定される低コスト生産等の取組メニューのうち、3つ以上の取組を行うこと

(5) 他の交付金との重複交付について

①重複交付が可能な交付金

以下の各種交付金と重複しての交付が受けられますが、低コスト生産取組メニューの内容が重複しないことが条件となります。

【産地交付金（地域枠）】

- ・新市場開拓米産地形成助成：14,000 円程度/10a
- ・加工用米低コスト加速化助成：16,000 円程度/10a

【産地交付金（県枠）】

- ・加工用米低コスト生産助成：7,000 円程度/10a

②重複交付が不可能な交付金

以下の各種交付金と重複しての交付は受けられません。ただし、コメ新市場開拓等促進事業が不採択となった場合は、交付対象になります。

【戦略作物助成】

- ・加工用米：20,000 円/10a
- ・米粉用米：55,000 円～105,000 円/10a

【産地交付金（県枠）】

- ・新市場開拓用米低コスト生産助成：12,000 円程度/10a

【産地交付金（国枠）】

- ・新市場開拓用米助成：20,000 円/10a

(5) その他

- 証拠書類として、取組を講じたことを記録した書類の提出が必要となります。書類に関しては、対象作物の作業日誌（取組を実施した日付、内容、農地（作業圃場名）、作業面積、使用資材名と使用量を記載）、写真及び資材の購入伝票（写し）等の提出が必要になります。
- 本事業は、国による審査の上、交付対象となる地域協議会が決定されることから、取組計画書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。
- 本事業に採択された場合は、低コスト生産等の取組や出荷・販売契約数量の履行など、提出した取組計画書に沿って確実に実施する必要があります。そのため、これらの取組が未実施の場合は、交付金は交付されません。

4 【改定】畑作物産地形成促進事業

(1) 事業概要

需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦、大豆、高収益作物（野菜等）及び子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む農業者を支援します。

(2) 対象者

水田において対象作物を生産する販売農家及び集落営農

(3) 対象作物及び単価

対象作物（基幹作）	交付単価
麦、大豆【新市場開拓用、加工用】	40,000 円/10a
高収益作物（野菜等）【新市場開拓用、加工・業務用】	
子実用とうもろこし	

(4) 交付要件

- 以下の要件を全て満たすことが必要になります。
 - ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
 - ・農業者または農業者と出荷契約を締結する出荷事業者が実需者と販売契約を締結する、または出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること
 - ・対象作物ごとに指定される低コスト生産等の取組メニューのうち、畑作物本作化促進メニュー【排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から必ず1つ以上選択】を含めた3つ以上の取組を行うこと（ただし、大豆、高収益作物及び子実用とうもろこしに関しては、排水対策で額縁明渠又は心土破碎を選択して取り組む場合、この排水対策の他に3つ以上の取り組みを選択しないと交付対象になりません。）

(5) 他の交付金との重複交付について

- 以下の交付金と重複しての交付は受けられません。ただし、畑作物産地形成促進事業が不採択となった場合は、交付対象になります。

【戦略作物助成】

- ・麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）：35,000 円/10a

(6) その他

- 証拠書類として、取組を講じたことを記録した書類の提出が必要となります。書類に関しては、対象作物の作業日誌（取組を実施した日付、内容、農地（作業圃場名）、作業面積、使用資材名と使用量を記載）、写真及び資材の購入伝票（写し）等の提出が必要となります。
- 本事業は、国による審査の上、交付対象となる地域協議会が決定されることから、取組計画書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。
- 本事業に採択された場合は、低コスト生産等の取組や出荷・販売契約数量の履行など、提出した取組計画書に沿って確実に実施する必要があります。そのため、これらの取組が未実施の場合は、交付金は交付されません。

5 【新規】麦類生産技術向上事業

(1) 事業概要

国産麦の生産拡大のため、最適な施肥や防除体系の構築等により、生産性の向上を図る先進的な麦産地の取組を支援します。

(2) 対象者

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、集荷事業者

※農業者の組織する団体は、以下の全てを満たすこと

- ・受益農業従事者の常時従事者（原則年間 150 日以上）が 5 名以上であること
- ・代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
- ・事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。

(3) 対象作物

麦（小麦、大麦、はだか麦）

(4) 補助内容

①施肥・防除体系の構築

- ・地域における施肥・防除の体系が課題解決に必要な内容及び生産性の向上を推進する取組に対して、助成するものとなります。適期作業や排水対策、土づくりなど、施肥・防除の効果を高める取組についても、必要に応じ、併せて指導・助言するものとなります。
- ・助成単価は、指導・助言を実施した対象生産者の作付面積に応じて 2,000 円/10a 以内となります。
- ※補助金の算定には申請年度の作付面積を用いるものとし、同一の圃場で申請できるのは 1 回に限ります。

②施肥・防除体系の構築の推進

- ・事業実施主体が①の施肥・防除体系の構築を実施するにあたり必要な経費を上記①事業費の 10%以内で助成するものとなります。

(5) その他

- 証拠書類として、各取組に用いた資料、取組を講じたことを記録した作業日誌、写真及び資材の購入伝票（写し）の提出及び保管が必要となります。
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された取組を実施し、各事業主体で保管してもらうものとなります。後日国が、実施者リストから抽出した者が環境負荷低減の取組を実施したか確認するものとなる。
- 本事業は、国による審査の上、補助対象となる事業実施主体が決定されることから、実施計画書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。
- 要望額の総額が、国の交付上限を上回ることが見込まれる場合には、調整を行った各都道府県の金額について、予算の範囲内で通知するものとなる。

6 【継続】畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払いを基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。（いずれも規模要件はありません）。

（1）数量払【交付単価は令和8年産～10年産に適用】

①交付対象数量

麦、大豆、そばの当年産の出荷・販売数量

- ・播種前に JA 等との出荷契約や実需者との販売契約を締結することが基本となります。
- ・麦芽も原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるもの等は対象となりません。
- ・麦、大豆、そばは、農産物検査による一定以上の格付けに相当すると確認されたものが対象です。

②交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算定されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

- ・面積払の交付を受けた場合、数量払の交付額から面積払の交付額を控除します。
- ・令和5年産から、課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれました。

【品質に応じた単価】

《大豆》

(円/60kg)

品質区分（等級）	1等	2等	3等	特定加工用
課税事業者	11,410	10,720	10,040	9,360
免税事業者	11,910	11,220	10,540	9,860

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

特定加工用：豆腐、油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原型をとどめない用途に使用する大豆

《麦》

小麦のパン・中華めん用品種については、下記の単価に2,300円/60kgを加算

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (円/60kg) 課税事業者	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250
小麦 (円/60kg) 免税事業者	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780
六条大麦 (円/50kg) 課税事業者	6,060	5,640	5,510	5,460	5,030	4,610	4,490	4,440
六条大麦 (円/50kg) 免税事業者	6,440	6,020	5,890	5,840	5,410	4,990	4,870	4,820

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

《そば》		(円/45kg)	
品質区分 (等級)	1 等	2 等	
課税事業者	16,450	14,340	
免税事業者	17,280	15,170	

等級：容積重の違いや被害粒の割合等で区分

③免税事業者であることの確認方法等

【基本ルール】

免税事業者であることの判断は、2年前（2期前）の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。

後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付、返還となります。

【確認に必要な書類】

- 個人** ・ 2年前の確定申告書（写）等 令和8年産の申請の場合、令和6年産
 ・ 営農開始後2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書（写）等
- 法人** ・ 2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等
 ・ 設立初年度の方は、法人設立届出書（写）等
 ・ 設立2期目の方は、法人設立届出書（写）等及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等

注：免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合には事業者向け単価が適用されます。

【確認書類の提出期限】

令和8年6月30日までに交付申請書（様式第1号）に添付して提出してください。
 なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1か月程度要するもの（税務署が再発行するもの等）もありますので、提出期限までに間に合うよう早めに準備をお願いします。

④農産物検査によらない品位等区分の確認

登録検査機関による農産物検査とは別に、品位等区分を確認する者（以下、「品位等確認主体」という。）が実施する、農産物検査も格付けと同等の確認が行われた対象畑作物も交付対象としています。

⑤数量払の交付申請期限について

- 【大豆・そば】 生産の翌年の4月30日
 【大豆・そば以外の対象作物】 生産の翌年の3月5日

(2) 面積払（営農継続支払）

①交付対象面積

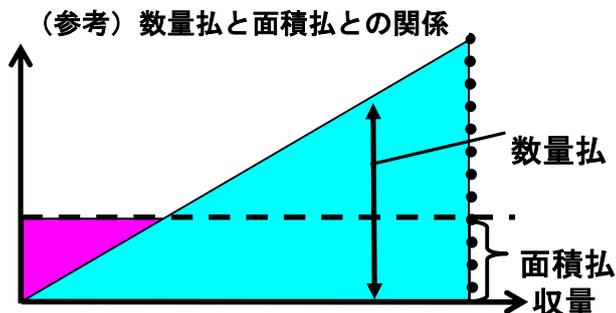
数量払の対象となる麦、大豆、そばの当年産の作付面積

②交付単価

交付単価 20,000円/10a（そば：13,000円/10a）

③交付対象者

対象畑作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者



○自然災害等の不測の事態に備えて数量払いと面積払いの両方の申請が原則となります。

○面積払は、対象畑作物を生産販売することを前提に営農継続のために先払いするものであり、単に対象畑作物を作付けすれば交付されるものではありません。単収が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出が必要となります。地方農政局は低単収となった要因が自然災害等の合理的な理由であるか、提出された理由書等の内容を確認の上、総合的に判断し、面積払の交付金の全額返還もしくは一部返還や交付金の交付の可否を決定します。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米（備蓄米を含む）、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産の収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、減収額の9割を対象として補填され、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するものです。

（1）交付対象者

○以下の要件を全て満たすことが必要になります。

- ・認定農業者、認定新規就農者であること（いずれも規模要件はありません）
- ・交付対象作物の生産予定面積を基に積立金を期日までに納付すること（積立金は掛け捨てではありません）

（2）補填対象

○米（主食用）

農産物検査3等以上または当該等級に相当するもので、以下のいずれかに該当するもの

- ・農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- ・農業者または農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売したもの

○麦、大豆等

畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったもの

（3）加入申請

6月30日までに加入申請の手続きが必要になります。

収入保険制度

（1）事業概要

品目の枠にとらわれず、農業経営体の販売収入全体を総合的に補償する保険制度です。自然災害による収量減少だけでなく、市場価格の下落など当年の収入が基準収入の9割（青色申告実績が5年以上の場合）を下回った場合に、下回った額の9割が補填されます。

（2）加入要件

青色申告を1年以上行い、適切な経営管理を行っている農業者（個人・法人）が対象になります。農業者は、保険料・積立金を支払って加入することになります。（積立金は掛け捨てではありません）

（3）掛金例

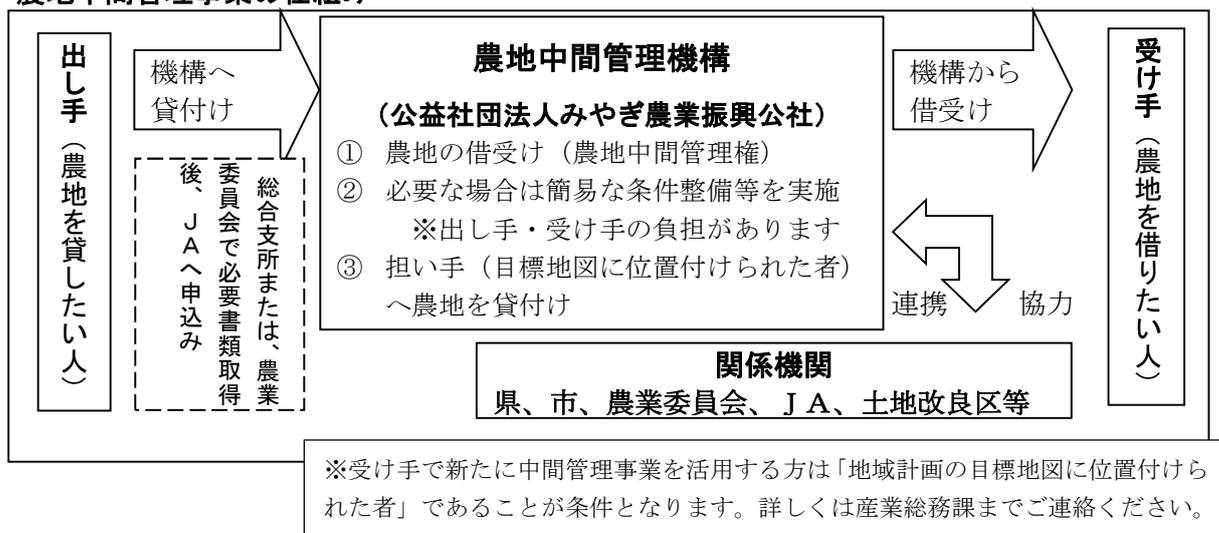
基準収入金額 ※農作物の売上	最大 補填金額	加入年数	保険料(円)	積立金(円)	付加 保険料(円)	計(円)
100万円	81万円	1年目	10,782	22,500	6,282	39,564
		2年目以降	9,234	前年より繰り越し	4,982	14,216

問い合わせ先 宮城県農業共済組合県北支所収入保険課
TEL 0220-22-8414

「収入保険制度」は、「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」及び「野菜価格安定制度」と重複加入はできません。（どちらかを選択して加入することになります。）

農地中間管理事業による農地集積・集約化の概要

(1) 農地中間管理事業の仕組み



(2) 農地中間管理事業の実施地域

市街化区域以外の農用地等

(3) 農地中間管理事業の利用方法

①出し手（農地を貸したい人）は、**下記の書類**を取得してください。

取得書類	取得場所
①経営農地筆別票	登米市農業委員会、または登米市内の総合支所 (中田総合支所、津山総合支所を除く)
②農家基本台帳	
③個人一覧表	

②該当の各エリア（西部・南部・東部）**営農経済センター**へ上記の書類を提出し、契約書類を作成します。書類作成には日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。また、上記の書類をお持ちいただけない場合、受付できかねますので取得についてよろしく願いいたします。

※津山地区については、農地中間管理機構で書類を作成します。詳しくは、JA新みやぎ南三陸統括営農センター営農支援課まで問い合わせください。

③**契約書類の準備ができましたら、後日、JAから連絡があります。**

各エリア（西部・南部・東部）**営農経済センター**にお持ちください。

地権者（農地の所有者）	耕作者（農地の借受者）
①金融機関の通帳	①金融機関の通帳
②認印	②通帳の届出印

※すでに中間管理事業を活用している耕作者は認印のみ

④契約手続き完了までに4ヵ月程度かかります。

契約手続きが完了すると(公社)みやぎ農業振興公社より『**公告証明（契約書）**』が届きますので大切に保管してください。

⑤中間管理事業の利用に係るお問合せ先

《農地中間管理事業・地域計画・借受希望者（受け手）に関すること》

登米市産業経済部産業総務課 TEL 0220-34-2716

《経営農地筆別票(農地台帳)・農業者年金・農地の状況等に関すること》

登米市農業委員会事務局 TEL 0220-34-2317

《申込み・手続きに関すること》

〔JAみやぎ登米〕

西部営農経済センター TEL 0220-22-3232 【西部エリア（迫町・南方町）】

南部営農経済センター TEL 0220-55-3111 【南部エリア（米山町・登米町・豊里町）】

東部営農経済センター TEL 0220-34-7011 【東部エリア（中田町・石越町・東和町）】

〔JA新みやぎ〕

南三陸統括営農センター営農支援課 TEL 0226-47-4585 【津山町】

（４）農地集約化促進事業（旧機構集積協力金交付事業）

農地集約化の促進

①集約化加速タイプ

農地中間管理機構を通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地中間管理機構から転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付 【1.0万円～3.0万円/10a】

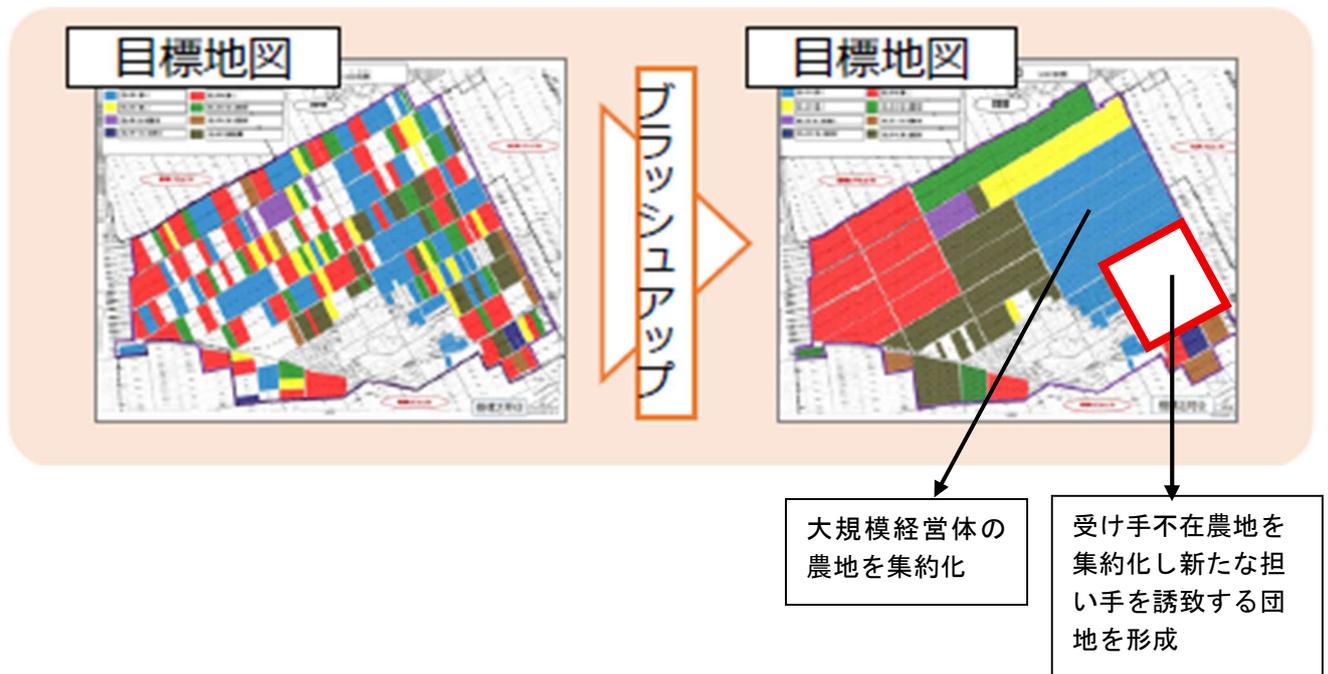
これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付 【5.0万円/10a】

②地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付ける地域に支援金を交付

【2.0万円～2.6万円/10a】

●地域計画の早期実現やブラッシュアップに向けて地域の農地を集約化



※上記（１）から（４）については、令和7年12月現在予定の内容です。今後変更が生じる場合があります。

問い合わせ先

登米市産業経済部産業総務課農業経営支援係

TEL 0220-34-2716

日本型直接支払事業の概要

(1) 事業概要

農業の多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施しています。

(2) 多面的機能支払

地域共同による農業・農村の多面的機能を支える活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を行う活動を支援し、農地等の地域資源の適切な保全管理と農村の活性化を図ります。

【農地維持支払】

○支援内容

水路・農道等の管理を地域で支える活動を支援します。

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等

○対象者

農業者のみで構成される活動組織、または農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

【資源向上支払】

○支援内容

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動等

○対象者

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

○交付単価（円/10a）

地目	①農地維持支払 交付単価	②資源向上支払 交付単価（※1,2）	①と②に取り組む 場合の交付単価
田	3,000円	2,400円	5,400円
畑（果樹園含）	2,000円	1,440円	3,440円
草地	250円	240円	490円

※1：②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要です。

※2：現行の多面的機能支払事業で5年以上継続して取り組んでいる地区は、②の単価は、75%になります。

○加算単価（円/10a）

対象取組	交付単価
長期中干し	800円
冬期湛水	4,000円

○対象農地は農振農用地区域内農用地とします。但し、農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能維持の観点から必要と認める農地も支援します。

(3) 中山間地域等直接支払（中山間地域）

農業生産の不利な中山間地域の農業生産活動を維持するため、集落単位に交付金を交付し、平場との農業生産条件の不利を補正し、農業生産の維持を図りながら農地の多面的機能を発揮します。

新規需要米に取り組む場合の手続き等

(1) 取組計画書等農政局提出書類関係

新規需要米作物区分	管理方式 ※1	取組計画書等 ※2	新規需要米生産集出荷 数量等一覧表 ※3、※4
飼料用米	一括・区分	6月30日まで	12月20日まで
米粉用米	一括・区分	6月30日まで	12月20日まで
新市場開拓用米（輸出用米）	一括・区分	6月30日まで	12月20日まで
稲発酵粗飼料用稲（WCS）	—	6月30日まで	12月20日まで

① 一括管理方式または区分管理方式を選択できます。

- ・ 一括管理方式：当初の出荷契約数量に基づき出来秋に契約数量を出荷する方式
 例えば、基準単収が 578 kg の場合、契約出荷数量が 578 kg で面積は 10 a となります。
 - ア) 基準単収については、各町域の基準単収を使用
 - イ) 当年秋の作柄により調整を行い、交付単価を決定
- ・ 区分管理方式：当該圃場の全収穫量を出来秋の出荷数量とする方式
 以下の取組を参考にしてください。
 - ア) 多収性品種で作付けする場合
 - イ) 多収性品種以外の品種であって、主食用米として出荷する品種と異なる品種で作付けする場合
 - ウ) 主食用米として出荷する品種と同一の品種で作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける場合
 - a 多収に向けた技術や生産資材を用いる
 - b 省力化栽培(c 以外)を行う
 - c 生産性ないし収量が低い圃場で取り組む

② 取組計画書等の提出

6月30日まで

- ・ 別紙様式第3-1号「令和8年産加工用米等取組計画書」
- ・ 別紙様式第3-2号「令和8年産加工用米等自家加工等販売計画書」
- ・ 別紙様式第3-5号「加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書」
- ・ 別紙様式第3-6号「取組計画書提出に係るチェックシート」
- ・ 区分管理方式を選択する場合は、別紙様式第2号「区分管理計画書」

③ 生産集出荷数量等の報告

12月20日まで

- ・ 別紙様式第6-2号または様式第11-2号「令和8年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

上記②及び③の提出書類については、出荷契約業者等に御確認ください。

④ 稲わらの利用状況や品代等の報告

- ・ 飼料用米・米粉用米については、耕畜連携の促進等の観点から、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況の記入が必要です。

⑤ 10a 当たりの収量が標準単収値から 150kg/10a を減じた値に満たない場合は、交付対象とならない場合があります。収量低下の理由書及び証拠書類を提出して合理的な理由があると認められる必要があります。（区分管理の場合）

(2) 飼料用米（多収品種）・米粉用米の交付単価について

- ①一括管理方式：80,000 円/10a（作柄変動により調整が行われます。）
- ②区分管理方式：基準単収量を出荷すると 80,000 円/10a（標準単価）
基準単収量に対する増減 150 kg に対し、1 kg 当たりの単価 167 円で計算し、
55,000 円/10a から 105,000 円/10a の範囲で交付されます。
- ③交付単価については、当年秋の作柄を基に、基準単収を調整し決定されます。
- ④区分管理方式を選択し、出荷数量が基準単収を一定量（150kg 超）下回った場合は、理由書の提出が必要になります。
- ⑤単収については、各町域の基準単収（慣行栽培基準単収）を使用します。
- ⑥飼料用米、米粉用米を直播栽培する場合でも、各町域の基準単収（慣行栽培基準単収）で契約して下さい。（※減収を考慮した単収設定は、令和 4 年産から廃止になりました。）
- ⑦数量払いにおける自然災害等の特例措置について

【概要】

飼料用米及び米粉用米については、適切な栽培管理をしていたとしても、自然災害等による大幅な収量減少により、交付単価が下限の 55,000 円/10a になる場合もあることから、こうした事態に対応するため、地域の基準単収以上の収量が確保された農業者に対しては、特例措置として標準単価 80,000 円/10a で支援します。

【特例措置の対象要件】

以下の全ての条件に該当すると農政局が認める場合

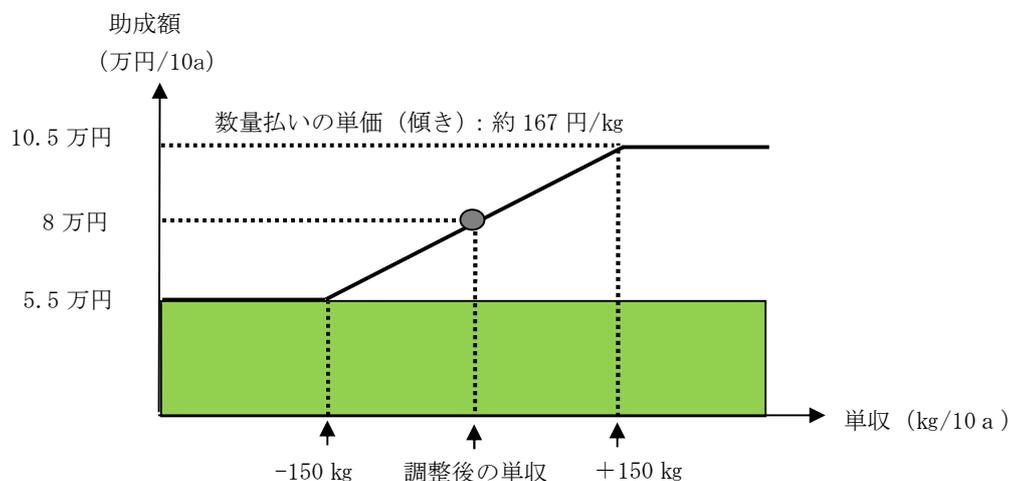
- ・自然災害等が要因であると客観的に確認できること
（激甚災害指定、災害復旧事業の対象、農業共済の支払い書類、写真等で確認）
- ・当該自然災害等の発生以前は適切な生産が行われていたことが確認できること
（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等で確認）
- ・農業者の収量実績と基準単収値の差について、過去 3 年平均値 ≥ 0 であること

特例措置の対象要件を満たさない場合には、従来どおり、数量報告書を基に算定された単価での交付となります。

飼料用米（多収品種）・米粉用米の数量払い（作柄調整）のイメージ

作柄調整の計算については、以下により行われます。

作柄指数	基準単収	×	作柄指数	=	調整後の基準単収
○作柄指数 95 の場合	578 kg	×	0.95	=	549.1 kg
○作柄指数 100 の場合	578 kg	×	1.00	=	578.0 kg
○作柄指数 105 の場合	578 kg	×	1.05	=	606.9 kg



(1.70mmふるい上米のみを基準に算定)

- ⑧飼料用米について、多収性品種による作付転換を推進するため、一般品種の支援水準は令和6年産から令和8年産にかけて段階的に減額となります。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	5.5～10.5万円/10a (標準単価8.0万円/10a)	5.5～9.5万円/10a (標準単価7.5万円/10a)	5.5～8.5万円/10a (標準単価7.0万円/10a)	5.5～7.5万円/10a (標準単価6.5万円/10a)

- ⑨飼料用米に係る交付金単価は、「1.70mmふるい上米」のみを基準に算定されます。
飼料用米の交付金単価については、「1.70mmふるい上米」のみを基準に算定されます。
(ふるい下米は、11月上旬に国が示す地域別の発生率で計算可能です。)

【数量報告書の記載例】

	管理方式	面積	合計収量	ふるい	
				上	下
農業者A	区分	10a	588kg	578kg	10kg
農業者B	一括	10a	578kg	578kg	0kg
農業者C	一括	10a	598kg	578kg	20kg

【飼料用米に係る交付金算定方法】

- ※合計収量の内訳として、ふるい上米とふるい下米の数量を記載
- ※ふるい下米は、11月上旬に国が示す地域別の発生率で計算可
- ※水田活用の直接支払交付金の単価は、ふるい上米のみを基準に算定

(3) 出荷時の留意事項

- 加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。
- 主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。
- 選択した取組方法に応じて、決められた数量を出荷してください。
 - ・飼料用米等の生産圃場を特定する「区分管理方式」で取り組む場合は、「飼料用米等を生産した圃場のふるい下米を含む全収穫量」を出荷してください。
 - ・主食用米の生産圃場及び乾燥・調製を主食用米と区分せず行う「一括管理方式」で取り組む場合は、当初の契約数量を出荷することが原則ですが、作柄変動による変更を行うことができます。(農政局長と協議が必要になります。)
 - ・出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行って下さい。
 - ※食糧法に基づく措置（不正転用による不当利益防止）
新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。
 - ※米トレーサビリティ法に基づく措置（流通ルートの特定）
米・種粳を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

【こんな行為は違反です！】

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだ圃場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

【参考資料①】 令和8年度水田農業における品目別の所得試算額

【主食用米・新規需要米】

区分	単位	主食用米（ひとめぼれ）		加工用米（うるち）	
		令和6年産	令和7年産	コメ新市場開拓等促進事業	
				対象	対象外
単収①	kg/10a	578	578	578	578
価格②	円/60kg	22,500	30,200	19,500	19,500
粗収益③=①*②	円/10a	216,750	290,927	187,850	187,850
生産費④	円/10a	100,497	100,497	100,497	100,497
生産物所得⑤=③-④	円/10a	116,253	190,430	87,353	87,353
戦略作物助成⑥	円/10a	—	—	—	20,000
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	—	—	16,000～ 25,000	16,000～ 25,000
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	—	—	7,000	7,000
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	—	—	—
コメ新市場開拓等促進事業交付金⑩	円/10a	—	—	30,000	—
交付金計⑪=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	円/10a	—	—	53,000～ 62,000	43,000～ 52,000
総所得⑫=⑤+⑪	円/10a	116,253	190,430	140,353～ 149,353	130,353～ 139,353

区分	単位	輸出用米（多収）		飼料用米（2ha以上）	
		コメ新市場開拓等促進事業		一般品種	多収性品種
		対象	対象外		
単収①	kg/10a	660	660	578	660
価格②	円/60kg	18,500	18,500	1,500	1,500
粗収益③=①*②	円/10a	203,500	203,500	14,450	16,500
生産費④	円/10a	100,497	100,497	93,580	93,580
生産物所得⑤=③-④	円/10a	103,003	103,003	△ 79,130	△ 77,080
戦略作物助成⑥	円/10a	—	—	65,000	93,694
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	14,000～ 20,000	14,000～ 20,000	18,000～ 23,000	12,000～ 16,000
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	—	12,000	3,000	3,000
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	20,000	—	—
コメ新市場開拓等促進事業交付金⑩	円/10a	40,000	—	—	—
交付金計⑪=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	円/10a	54,000～ 60,000	46,000～ 52,000	86,000～ 91,000	108,694～ 112,694
総所得⑫=⑤+⑪	円/10a	157,003～ 163,003	149,003～ 155,003	6,870～ 11,870	31,614～ 35,614

※上記の金額は、試算値であり金額を保証するものではありません。

【単収】

○主食用米及び加工用米の単収は、令和8年度の登米市農家配分基準単収（578kg/10a）を使用した。

【価格】

- 主食用米の令和6年産は最終手取り額を使用した。
- 主食用米（令和7年産）価格は、令和7年産におけるみやぎ登米農業協同組合の生産者概算金（環境保全米・ひとめぼれ・1等：30,200円/60kg）を使用した。
- 加工用米の価格は、令和7年産におけるみやぎ登米農業協同組合の生産者概算金（うるち・1等：19,500円/60kg）を使用した。
- 輸出用米の価格は、令和7年産におけるみやぎ登米農業協同組合の生産者概算金（つきあかり・1等：18,500円/60kg）を使用した。
- 飼料用米の価格は、令和7年産におけるみやぎ登米農業協同組合の飼料用米仮渡金（25円/kg）を60kg換算した金額（1,500円/60kg）を使用した。

【生産費】

- 主食用米、加工用米及び輸出用米の生産費は、令和6年産における全算入生産費（個別経営・全国：132,112円/10a）から家族労働費（個別経営・全国：29,880円/10a）を除いた金額（100,497円/10a）を使用した。
- 飼料用米の生産費は、令和6年産における全算入生産費（個別経営・全国：123,460円/10a）から労働費（個別経営・全国：29,880円/10a）を除いた金額（93,580円/10a）を使用した。

【大豆】

区分	単位	大豆（継続）		大豆（拡大）		大豆（委託）
		畑作物産地形成促進事業		畑作物産地形成促進事業		地権者
		対象	対象外	対象	対象外	
単収①	kg/10a	188	188	188	188	—
価格②	円/60kg	7,622	7,622	7,622	7,622	—
粗収益③=①*②	円/10a	23,882	23,882	23,882	23,882	28,929
生産費④	円/10a	71,669	71,669	71,669	71,669	3,953
生産物所得⑤=③-④	円/10a	△ 47,787	△ 47,787	△ 47,787	△ 47,787	24,976
戦略作物助成⑥	円/10a	—	35,000	—	35,000	—
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	5,000～ 8,000	5,000～ 8,000	5,000～ 8,000	5,000～ 8,000	—
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	—	—	7,000	7,000	—
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	—	—	—	—
畑作物産地形成促進事業交付金⑩	円/10a	40,000	—	40,000	—	—
畑作物の直接支払交付金⑪	円/10a	32,399	32,399	32,399	32,399	—
交付金計⑫=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪	円/10a	77,399～ 80,399	72,399～ 75,399	84,399～ 87,399	79,399～ 82,399	—
総所得⑬=⑤+⑫	円/10a	29,612～ 32,612	24,612～ 27,612	36,612～ 39,612	31,612～ 34,612	24,976

※上記の金額は、試算値であり金額を保証するものではありません。

【単収】

- 大豆の単収は、登米市における平成30年度から令和6年度の7年間の収量のうち、最高年と最低年を除いた5年平均（7中5）の収量（188kg/10a）を使用した。

【価格】

- 大豆の価格は、令和5年産の仮渡金に精算金を加えた最終手取単価（タチナガハ・大粒・1等：7,622円/60kg）を使用した。

【粗収益】

○大豆（委託面積）の粗収益は、令和6年度における登米市内転作受委託単価（地代）の平均（28,929円/10a）を使用した。

【生産費】

○大豆の生産費は、令和6年産における全算入生産費（組織法人経営体・全国：64,702円/10a）を使用した。

○大豆（委託者）の生産費は、地権者負担分相当額として、令和6年産米における全算入生産費（個別経営・全国）の土地改良及び水利費の金額（3,953円/10a）を使用した。

【交付金】

○大豆は、担い手による機械作業が中心となるため、戦略作物集積加算の対象者とした。（3ha以上、東和・津山は2ha以上）

○畑作物の直接支払交付金（大豆）は、登米市における平成30年度から令和6年度の7年間の収量のうち、最高年と最低年を除いた5年平均（7中5）の収量（188kg/10a）に、課税事業者の平均交付単価（10,340/60kg）を乗じた金額（32,399円/10a）を使用した。

【園芸作物】

区分	単位	ばれいしょ（1ha拡大）		キャベツ（30a拡大）	
		畑作物産地形成促進事業		畑作物産地形成促進事業	
		対象	対象外	対象	対象外
単収①	kg/10a	3,000	3,000	5,000	5,000
価格②	円/60kg	3,360	3,360	3,600	3,600
粗収益③=①*②	円/10a	168,000	168,000	300,000	300,000
生産費④	円/10a	113,000	113,000	224,000	224,000
生産物所得⑤=③-④	円/10a	55,000	55,000	76,000	76,000
戦略作物助成⑥	円/10a	—	—	—	—
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	23,000～ 28,000	23,000～ 28,000	23,000～ 28,000	23,000～ 28,000
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	50,000	50,000	30,000	30,000
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	—	—	—
畑作物産地形成促進事業交付金⑩	円/10a	40,000	—	40,000	—
畑作物の直接支払交付金⑪	円/10a	—	—	—	—
交付金計⑫=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪	円/10a	113,000～ 118,000	73,000～ 78,000	93,000～ 98,000	53,000～ 58,000
総所得⑬=⑤+⑫	円/10a	168,000～ 173,000	128,000～ 133,000	169,000～ 174,000	129,000～ 134,000

※上記の金額は、試算値であり金額を保証するものではありません。

【単収】・【価格】・【生産費】

○ばれいしょ及びキャベツの単収・価格・生産費は、宮城県による算定数値を使用した。

【参考資料②】 各種交付金の組み合わせによる交付見込額

(単位：円/10a)

作物名	加工用米		新市場開拓用米（輸出用米）				大豆・麦		園芸作物	
	対象	対象外	対象 (多収)	対象 (一般)	対象外 (多収)	対象外 (一般)	対象	対象外	対象	対象外
○コメ新市場開拓等促進事業 (加工用米・新市場開拓用米) ○畑作物産地形成促進事業 (大豆・麦・園芸作物)	30,000	×	40,000	40,000	×	×	40,000	×	40,000	×
戦略作物助成	×	20,000	—	—	—	—	×	35,000	—	—
産地交付金（国） 新市場開拓用米助成	—	—	×	×	20,000	20,000	—	—	—	—
産地交付金（国） 新市場開拓用米複数年契約助成	—	—	10,000	10,000	×	×	—	—	—	—
産地交付金（県） 新市場開拓用米低コスト生産助成	—	—	×	×	12,000	12,000	—	—	—	—
産地交付金（県） 加工用米低コスト生産助成	7,000	7,000	—	—	—	—	—	—	—	—
産地交付金（県） 露地園芸の作付拡大に向けた支援（新規 1ha）	—	—	—	—	—	—	—	—	50,000 (注)	
産地交付金（県） 露地園芸の作付拡大に向けた支援（新規 30a）	—	—	—	—	—	—	—	—	30,000 (注)	
産地交付金（県） 大豆・麦類・飼料作物等作付拡大助成	—	—	—	—	—	—	7,000	7,000	—	—
産地交付金（地域） 園芸作物等基本助成	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000～12,000	
産地交付金（地域） 園芸重点振興作物奨励助成	—	—	—	—	—	—	—	—	5,000～7,000	
産地交付金（地域） 園芸作物等集積助成（30a以上）	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000～12,000 (注)	
産地交付金（地域） 園芸作物等新規拡大助成	—	—	—	—	—	—	—	—	8,000～11,000	
産地交付金（地域） 戦略作物集積助成（3ha以上）	—	—	—	—	—	—	5,000 ～ 8,000	5,000 ～ 8,000	—	—
産地交付金（地域） 新市場開拓用米多収系品種導入助成	—	—	5,000	—	5,000	—	—	—	—	—
産地交付金（地域） 新市場開拓用米産地形成助成	—	—	14,000 ～ 20,000	14,000 ～ 20,000	14,000 ～ 20,000	14,000 ～ 20,000	—	—	—	—
産地交付金（地域） 加工用米低コスト加速化助成	16,000 ～ 25,000	16,000 ～ 25,000	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	53,000 ～ 62,000	43,000 ～ 52,000	69,000 ～ 75,000	64,000 ～ 70,000	51,000 ～ 57,000	46,000 ～ 52,000	52,000 ～ 55,000	47,000 ～ 50,000	50,000 ～ 120,000	10,000 ～ 80,000

※（注）は重複交付不可

各種書類の提出時期

生産調整及び水稲生産実施計画書	3月 2日まで
畑地化促進事業に係る取組申請書	2月 17日まで
経営所得安定対策等交付金交付申請書	6月 30日まで
経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状（新規申請者、名義変更者、口座変更者）	6月 30日まで
水稲生産実施計画書兼営農計画書	6月 30日まで
水田飼料作物利用供給計画書・利用供給協定書	6月 30日まで
戦略作物集積加算に係る大豆生産技術取組状況報告書	6月 30日まで
新市場開拓米（輸出用米）、加工用米、飼料用米、米粉用米に係る低コスト生産取組状況報告書	6月 30日まで
新規需要米取組計画書（飼料用米・加工用米・米粉用米・WCS等）	6月 30日まで
飼料作物（牧草）に係る播種実施報告書	9月 30日まで
水田飼料作物に係る収量記録書、放牧記録書	9月 30日まで
水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書（※年内交付のためには、早めの提出が必要となります。）	9月～ 12月 20日まで
新規需要米生産集出荷数量一覧表	12月 20日まで
交付対象作物の販売証明書（出荷伝票・受領書等写し）	誓約書提出日
水田飼料作物受領報告書	誓約書提出日又は 翌年6月末まで
転作作業日誌	作業終了後随時
水田飼料作物に係る給餌記録書	作業終了後随時

各種交付金の交付予定時期

交付金の種類	交付予定時期	
水田活用の直接支払交付金 戦略作物助成・産地交付金（地域設定枠・国枠）	12月 ～ 3月末	
水田活用の直接支払交付金 産地交付金（県枠）	3月頃	
畑地化促進事業交付金	12月 ～ 3月末	
コメ新市場開拓等促進事業交付金	12月 ～ 3月末	
畑作物産地形成促進事業交付金	12月 ～ 3月末	
畑作物の直接支払交付金	面積払（営農継続支払）	11月頃
	数量払（麦・なたね）	12月頃
	数量払（大豆・そば）	12月 ～ 5月頃

※国の要綱・要領の変更により、事業内容・交付時期等に変更が生じる場合があります。

登米市農業再生協議会事務局

(登米市産業經濟部農政課内)

〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18

TEL 0220-34-2831

FAX 0220-34-2832